

令和4年



自転車安全月間

実施期間 5月1日（日）から 5月31日（火）まで

- 自転車は「**車両**」の仲間（**軽車両**）です。
交通ルールとマナーを守り安全に利用しましょう！

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



- **ヘルメット**を着用しましょう！



- ・ 令和3年中の自転車乗車中の死亡事故のうち、「頭部損傷」がもっとも多い死因でした。
- ・ 自らの命を守るためにも、自転車に乗る際にはヘルメットを着用しましょう。

- 「**損害賠償責任保険**」に加入しましょう！

- ・ 自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生する可能性があります。
- ・ 万が一の事故の補償に備えて「自転車保険」など損害賠償責任保険に加入しましょう。



- **幼児同乗用自転車**を安全に利用しましょう！



- ・ 幼児を自転車の幼児用座席に乗せる際は、ヘルメットやシートベルトを着用させましょう。
- ・ 幼児を二人同乗させる自転車は、停止中の転倒による事故の危険性があるため、転倒防止対策を取りましょう。

新潟県警察



YouTubeで交通安全動画配信中！